

第三次いわき市こどもみらいプランの基本理念について

1 概要

本市では、市子ども・子育て支援事業計画において、「基本理念」を掲げ、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

この「基本理念」の考え方は、普遍的なものと念頭に置きつつ、次期計画の改訂に際し、あらためて「基本理念」の文言等について、本日の分科会で意見を伺うもの。

【参考１：第二次計画の基本理念と考え方】

① 基本理念

子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき

② 考え方

子どもは、未来を築くかけがえのない存在であり、その健やかな成長は、家庭や地域の喜びとなり、社会全体の活力となって広がっていきます。

わが国では、近年、少子化対策を中心に、様々な子ども・子育て支援策が展開されていますが、「児童憲章」の制定（昭和 26 年）や、「児童の権利に関する条約」の批准（平成 6 年）など、従前より、子どもの人権を尊重しながら成長を支えることが社会の責務とされており、昨今、児童虐待や子どもの貧困問題が顕在化する中、子どもの権利を守る取組みにもあらためて重点が置かれています。

本市は、これら子ども・子育てを取り巻く社会情勢などを踏まえ、子どもたち一人ひとりが、家族はもとより地域の人たちにも、いつも‘まんなか’にある存在として大切にされながら、笑顔とともに育まれ、子どもたち、家族、そして地域の人たちみんなが、未来に向かって夢を大きく描けるようなまちづくりを推進していくことを趣旨に、

<子どもまんなか 笑顔と夢が広がるまち いわき>

を「第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念とします。

2 基本理念の見直しスケジュール

(1) 令和 6 年 9 月：庁内ワーキンググループ

子ども・子育て支援施策に係る市職員のワーキンググループによるアイデア出し。

(2) 令和 6 年 10 月：第 4 回児童福祉専門分科会

(1)の集計結果を紹介しながら、委員からご意見を頂く。

(3) 令和 6 年 11 月：子どもからの意見聴取

市内の学生から意見を聞く機会を設ける。

(4) 令和 6 年 11 月：第 5 回児童福祉専門分科会

(1)・(3)で出た案の一部と意見を紹介しながら、委員からご意見を頂く。

(5) 令和 7 年 3 月：第 3 次計画策定

(1)～(4)で出た意見を参考に、理念を決定する。

3 「(1)庁内ワーキンググループ」について

(1) 構成メンバー

こどもみらい部職員 8 名

(2) 主な意見

- ① 現行計画を踏襲することもできると思う。
- ② 「いわき」や「いわきっ子」という表現を含めるのは良いと思う。
- ③ 「こどもまんなか」という表現は含めるべきだと思う。
- ④ 長文でインパクトを持たせるのも良いが、短文の方がシンプルで良いと思う。

(3) 基本理念の候補

別紙参照

【参考 2：こどもまんなか社会とは（こども大綱本文 P7 から抜粋）】

3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態ウェルビーイングで生活を送ることができる社会である。